社会福祉法人　潤青会

ユニット型特別養護老人ホーム真ほろば運営規程

（ユニット型指定介護老人福祉施設真ほろば運営規程）

第１章　目的及び運営方針等

（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人潤青会が設置運営するユニット型指定介護老人福祉施設真ほろば（以下「施設」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め施設の円滑な運営を図ることを目的とする。

２　この規程は、社会福祉法人潤青会が設置運営するユニット型特別養護老人ホーム真ほろばの運営及び利用について準用するものとする。この場合、この規程における「管理者」は「施設長」に、「従業者」は「職員」に読み替えるものとする。

（基本方針）

第２条　施設は、介護保険法、老人福祉法及び関係法令に基づき、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことができるよう介護サービスの提供に万全を期するものとする。

２　施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保健施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

（定員）

第３条　施設の定員は７０名とする。

２　ユニット数及びユニットごとの入居定員は次の各号に掲げるとおりとする。

一　ユニット数　　７ユニット

ニ　ユニットごとの入居定員　　１０名

第２章　従業者の職種、員数及び職務の内容

（従業者の職種及び定数）

第４条　施設に次の従業者を置く。

一　管理者１名

ニ　事務員２名

三　生活相談員１名

四　計画担当介護支援専門員１名

五　介護職員３６名

六　看護職員６名
七　機能訓練指導員１名
八　嘱託医師１名
九　管理栄養士１名

２　前項において「計画担当介護支援専門員」とは第１３条に規定する施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員を指すものとする。

３　第１項に定めるもののほか、必要がある場合はその他の従業者を置くことができる。

（職務）

第５条　従業者の職務内容は次のとおりとする。

一　管理者

施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。管理者に事故ある時はあらかじめ理事長が定めた従業者が管理者の職務を代行する。

ニ　事務員

施設の庶務及び会計事務に従事する。

三　生活相談員

入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族の相談に応じると共に必要な助言その他の援助を行う。

四　介護支援専門員

入居者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて、入居者が自立した日常生活を営む上での課題を把握し、施設サービス計画の原案を作成すると共に、必要に応じて変更を行う。

五　介護職員

入居者の日常生活の介護、相談及び援助業務に従事する。

六　看護職員

医師の診療補助、及び医師の指示を受けて入居者の看護、施設の保健衛生業務に従事する。

七　機能訓練指導員

入居者の日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

八　嘱託医師

入居者の健康管理、療養上の指導及び施設の保健衛生の管理指導に従事する。

九　管理栄養士

入居者に提供する食事の管理、入居者の栄養指導に従事する

第３章　入居及び退居

（内容及び手続の説明及び同意等）

第６条　施設は、あらかじめ入居申込者又はその家族に対し、この運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制その他の入居申込者の選択に資すると認め

られる重要事項を記した文書を交付して、懇切丁寧に説明を行い、施設サービスの開始について入居申込者の同意を得るものとする。

2　施設は、入居定員に達している場合又は入居申込者に対し、自ら適切な施設サービスを提供することが困難である等正当な理由がある場合を除き、入居契約の締結を拒むことは出来ない。

3　施設は、入居申込者が入院治療を必要とする場合その他入居申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な処置を速やかに講じるものとする。

（受給資格の確認）

第７条　施設は、入居申込者の提示する被保険者証によって被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期限を確かめるものとする。

2　施設は、被保険者証に認定審査会意見が記載されている時は、当該認定審査会意見に配慮して、サービスを提供するよう努めるものとする。

（要介護認定の申請に係る援助）

第８条　施設は、要介護認定を受けていない入居申込者に対しては要介護認定の申請の有無を確認し、申請が行われていない場合は、入居申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

2　施設は、要介護認定の更新申請が遅くとも前項の有効期限満了日の３０日前には行われるよう必要な援助を行うものとする。

（入居）

第９条　入居申込者の施設への入居は、入居申込者と施設の契約により行うものとする。

2　施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なものに対し、サービスを提供するものとする。

3　施設は、入居申込者の数が入居定員から入居者の数を差し引いた数を超えている場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、サービスを受ける必要性が高いと認められる入居申込者を優先的に入居させるよう努めるものとする。

4　施設は、入居申込者の入居に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する紹介等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の入居状況等の把握に努めるものとする。

5　施設は、入居者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし、入居者が居宅において日常生活が営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容を記録するものとする。

6　前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の職員の間で協議するものとする。

（退居）

第１０条　施設は、入居者に次の事由が生じた場合は、入居者又はその家族に対し、７日間の期間

を定め、その理由を付して契約の解除について予告するものとする。

一　入居者が無断で退居し、７日間経過しても帰所の見込みがないとき。

ニ　入居者が入院し、明らかに３ヶ月以上入院する事が見込まれるとき。

三　入居者の行動が施設の目的及び運営の方針に著しく反するとき。

四　入居者が負担すべき費用を３ヶ月間滞納したとき。

２　入居者に次の事由が生じた場合は、契約は終了するものとする。

一　要介護認定の更新において、自立又は要支援と認定されたとき。

（平成２７年４月１日以降に入所した方に関しては、要介護２以下と認定されとき。尚、特例入居が認められた場合についてはその限りではない。）

ニ　入居者が死亡したとき。

三　入居者が契約の解除を通告し、７日間が経過したとき。

四　管理者が前項に規程する契約解除の予告をし、予告期間が経過したとき。

五　入居者が入院した後、おおむね３ヶ月を経過しても退院できないとき。

六　他の介護保険施設への入所が決まりその受入ができる状態になったとき。

３　施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行うものとする。

４　施設は、入居者の退所に際しては、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報提供に努める他、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

（サービス提供の記録）

第１１条　施設は、入居に際しては入居の年月日並びに入居している介護保険施設の種類及び名称を、退居に際しては退居の年月日を、当該者の被保険者証に記載するものとする。

２　施設は、サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するものとする。

第４章　入居者に提供する施設サービスの内容及び利用料その他費用の額

（サービスの取扱方針）

第１２条　施設サービスは、入居者が、その有する能力に応じて、第１３条に規程する施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を援助するものとして行うものとする。

２　施設サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行うものとする。

３　施設サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行うものとする

４　施設サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本とし、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行うものとする。

5　施設の従業者は、施設サービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法について、理解しやすいように説明するものとする。

6　施設サービスの提供に当たっては、入居者の人権に十分配慮し、心身的虐待行為の禁止は勿論の事、入居者の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等入居者の行動を制限する行為を行ってはならない。

7　施設は、前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

8　施設は、自らの提供するサービスの質について評価を行い、常にその改善を図るものとする。

（施設サービス計画）

第１３条　管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる

2　計画担当介護支援専門員は、施設計画の作成に当たっては、入居者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置づけるよう努めるものとする。

3　計画担当介護支援専門員は、入居者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて問題点を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握するものとする。

4　計画担当介護支援専門員は、前項に規程する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、入居者及びその家族に面接して行う。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入居者及び家族に対して十分に説明し、理解を得るものとする。

5　計画担当介護支援専門員は、入居者の希望、入居者についてのアセスメントの結果に基づき、入居者及びその家族に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、サービスの目標とその目標とその達成時期、サービスの内容、サービス提供の上での留意事項等を記載したサービス計画の原案を作成するものとする。

6　計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入居者に対するサービスの提供に当たる他の担当者（以下「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

7　計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案について入居者又はその家族に対して説明し、文書により入居者の同意を得なければならない。

8　計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入居者に交付しなければならない。

9　計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握（入居者についての継続的アセスメントを含む。）を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。

１０　計画担当介護支援専門員は、第２項に規程する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、入居者及びその家族並びに担当者との連携を継続的に行うものとし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行うものとする。

一　定期的に入居者に面接を行う。

ニ　定期的にモニタリングの結果を記録する。

１１　計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から専門的な見地からの意見を求めるものとする。

一　入居者が介護保険法第２８条第２項に規定する要介護更新認定を受けた場合

ニ　入居者が介護保険法第２９条第１項に規定する要介護認定区分の変更の認定を受けた場合

１２　第２項から第８項までの規程は、第９項に規程する施設サービス計画の変更について準用する。

（介護）

第１４条　介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、次の各号に掲げる事項を適切な技術をもって行わなければならない。

一　入居者の日常生活を、入居者がその心身の状況等に応じて、それぞれの役割をもって行うための適切な支援

ニ　身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法による入浴の機会の提供（入浴ができないときは清拭）

三　排泄の自立についての必要な支援

四　オムツを使用せざるを得ない入居者について排泄の自立を図りつつ、そのオムツの適切な取り替え

五　離床、着替え、整容等の日常生活上の行為の適切な支援

六　褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を防止するための体制の整備

（食事の提供）

第１５条　食事の提供に当たっては、食品の種類及び調理方法について常に工夫し、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供するものとする。

２　施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行うとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保するものとする。

３　食事の提供は、入居者が相互に社会的関係を築く事が出来るよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事が摂れるよう支援し、共同生活室で食事を摂ることが出来ない入居者にあっては、居室に配膳し必要な食事介助を行うものとする。

（相談及び援助）

第１６条　施設は、常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族の相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする

（社会生活上の便宜の供与）

第１７条　施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自立的に行うこれらの活動を支援するものとする。

２　施設は、入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行うものとする。

３　施設は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。

４　施設は、入居者の外出の機会を確保するよう努めるものとする。

（機能訓練）

第１８条　施設は、入居者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行うものとする。

（健康管理）

第１９条　医師又は看護職員は、常に入居者の健康の状況に注意し必要に応じて健康保持のための適切な措置を採るものとする。

２　医務室には、常時必要な医薬品及び診療用機材器具を備え付ける。

３　入居者に入院の必要な事態が生じた場合は、速やかに別に定める協力病院等に引き継ぐものとする。

（入居者の入院中の取扱）

第２０条　施設は、入居者について、入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね３ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族等の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び円滑に入居することができるようにするものとする。

（施設サービスの利用料及び費用等）

第２１条　第１４条から第２０条に規程する施設サービスの提供は、介護保険法、老人福祉法及び関係法令に規定する利用料負担により実施する。

２　前項の利用料負担による施設サービスのほか、次の各号に掲げる事項については、入居者から費用の支払いを受けることができる。

一　食事の提供に要する費用

ニ　居住に要する費用

三　厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四　厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供に要する費用

五　理美容代

六　前各号のほか日常生活において通常必要となるものであって、入居者に負担させるこ

とが適当と認められる便宜の供与

3　前項第六号に規程する便宜の具体的内容及び前項各号に掲げる事項の具体的な費用については、管理者が別に定める。

4　第２項各号に規定する施設サービスの提供に当たっては、入居者又はその家族に対し、その内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入居者の同意を得るものとする。ただし、同項第一号から第四号まで掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

5　第２項及び第３項に規定する施設サービスの提供に係る会計及び第１４条から第２０条までに規定する施設サービスの提供に係る会計は、それぞれの施設が行う他の事業会計と区分するものとする。

6　施設は、入居者が負担すべき施設サービスの利用料及び費用を請求するに当たっては請求書を、当該請求に基づき入居者から支払いを受けた時には領収書を、それぞれ入居者に交付するものとする。また、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成１１年3月３１日厚生省令第３９号）第９条第１項に規定する「法定受領サービス」に該当しない施設サービスに係る利用料の支払いを受けた時は、当該サービスに係る証明書を交付するものとする。

7　施設は、居住費の額を変更するときは、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、変更後の居住費の額及びその根拠について説明を行い、同意を得るものとする。

第５章　施設利用に当たっての留意事項

（外出及び外泊）

第２２条　入居者は、外出又は外泊しようとする時はその都度行き先、用件、施設へ帰着する予定日等を管理者に届出て許可を得なければならない。

2　前項の許可を受けたものが許可内容を変更するときは、事前にその旨を申し出なければならない。

（面会）

第２３条　入居者に面会をしようとするものは、面会簿に所定事項を記載し管理者の確認を得て面会しなければならない。

（健康保持）

第２４条　入居者は、努めて健康に留意し、施設が実施する健康診断は特別な理由がない限りこれを拒否してはならない。

（身上変更の届出）

第２５条　入居者は、身上に関する重要な変更が生じたときは速やかに管理者に届出なければならない。

（禁止行為）

第２６条　入居者は、施設内で次の行為をしてはならない。

一　管理者が定めた場所と時間以外で喫煙又は飲酒すること。

ニ　指定された場所以外で火気を用い、又は自炊すること。

三　けんか、口論、泥酔等で他人に迷惑をかけること。

四　その他管理者が定めること。

（損害賠償）

第２７条　入居者が、故意又は過失によって施設の設備等に損害を与えた時は、その損害を弁償させ又は原状に回復させる事ができる

第６章　緊急時の対応

（緊急時の対応）

第２８条　施設は、緊急時の注意事項や病状等についての情報共有の方法、曜日や時間帯ごとの配置医師との連携方法や診察を依頼するタイミング等、入所者の病状の急変等に備えるための対応方針を定める。

第７章　非常災害対策

（非常災害対策）

第２９条　施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

２　施設は、非常災害対策に備えるため、定期的に非難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

３　入居者は、前項の対策に可能な限り協力しなければならない。

第８章　虐待の防止のための措置に関する事項

（虐待防止の対応）

第３０条　施設は、虐待又は虐待が疑われる事案の発生を防止するため、次の各号に定める措置を講ずるものとする

一　虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置及び、従業者に対する研修の実施。

二　施設が整備した虐待防止のための指針の策定。

三　虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置。

第９章　その他施設の運営に関する重要事項

（入居者に関する市町村への通知）

第３１条　施設は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

一　正当な理由なしに施設サービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を悪化させたと認められるとき。

二　偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

（勤務体制の確保等）

第３２条　施設は、入居者に対し、適切なサービスが提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておくものとする。

２　前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮するものとする。

３　施設は、当該施設の従業者によってサービス提供するものとする。ただし、入居者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。

４　施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

（衛生管理）

第３３条　施設は、入居者の保健衛生の維持向上及び施設における感染症又は食中毒の発生又はまん延の防止を図るため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

一　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催

二　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針の整備

三　介護職員その他の従業者に対する感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修の実施

（掲示）

第３４条　施設は、当該施設の見えやすい場所に、運営規定の概要、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料、苦情解決の手順その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

（秘密の保持）

第３５条　従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を第三者にもらしてはならない。このことは、退職者についても同様であるものとする。退職者による秘密の保持に関する措置については、別に定める。

２　施設は、居宅介護支援事業者に対して、入居者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入居者の同意を得るものとする。

（苦情等への対応）

第３６条　施設は、施設サービスに関する入居者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために苦情受付窓口を設置し、苦情を受け付けた時には速やかに事実関係を調査するとともに、対応の結果について入居者に報告するものとする。

２　前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。

３　施設は、入居者からの苦情に関して市町村及び国民健康保険団体連合会が実施する調査等に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行うものとする。

４　施設は、苦情を申し立てた入居者に対していかなる差別的な取扱も行ってはならない。

（地域との連携）

第３７条　施設は、その運営にあたっては、地域との交流を図るものとする。

（事故発生時の対応）

第３８条　施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講ずるものとする。

一　事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針の整備

二　事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制の整備

三　事故発生の防止のため委員会及び従業者に対する研修の実施

２　施設は、施設サービスの提供により事故が発生した場合には速やかに市町村及び入居者の家族に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

３　前項において、賠償すべき事故が発生した場合には速やかに損害賠償を行うものとする。

（身体拘束）

第３９条　施設は、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

２　施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

一　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

二　身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

三　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

（業務継続計画の策定等）

第４０条　施設は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

２　施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

３　施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（就業環境の確保）

第４１条　施設は、適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

（記録の整備）

第４２条　施設は、従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

２　施設は、入居者に対するサービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。

一　施設サービス計画

二　第１１条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

三　第１２条第７項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

四　第３１条に規定する市町村への通知にかかる記録

五　第３６条に規定する苦情の内容等の記録

六　第３８条に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

第９章　雑　則

（改正）

第４０条　この規程の改正は理事会の議決により行う。

附　　則

１　この規程は平成１８年４月１日から施行適用する。

２　この規程は一部改定し、平成２１年　４月　１日より施行する。

３　この規程は一部改定し、平成２２年　６月　１日より施行する。

４　この規程は一部改定し、平成２４年　４月　１日より施行する。

５　この規程は一部改定し、平成２６年　４月　１日より施行する。

６　この規程は一部改定し、平成２７年　４月　１日より施行する。

７　この規程は一部改定し、平成２９年１２月　１日より施行する。

８　この規程は一部改定し、平成３０年　４月　１日より施行する。

９　この規程は一部改定し、平成３０年　８月　１日より施行する。

１０　この規定は一部改定し、令和　元年１０月　１日より施行する。

１１　この規定は一部改定し、令和　３年　４月　１日より施行する。

１２　この規定は一部改定し、令和　６年　４月　１日より施行する。

特別養護老人ホーム 真ほろば 料金表 （1割負担の方）

			要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
ユニット型	利用料①（1割負担額/1日）		670	740	815	886	955
	食費②（1日） 基準費用額1,445円	1段階	300	300	300	300	300
		2段階	390	390	390	390	390
		3段階①	650	650	650	650	650
		3段階②	1,360	1,360	1,360	1,360	1,360
		4段階	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
	居住費③（1日） 基準費用額2,066円	1段階	880	880	880	880	880
		2段階	880	880	880	880	880
		3段階	1,370	1,370	1,370	1,370	1,370
		4段階	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100
	自己負担合計④ ④＝①+②+③ （1日あたり）	1段階	1,850	1,920	1,995	2,066	2,135
		2段階	1,940	2,010	2,085	2,156	2,225
		3段階①	2,690	2,760	2,835	2,906	2,975
		3段階②	3,400	3,470	3,545	3,616	3,685
		4段階	4,370	4,440	4,515	4,586	4,655
	自己負担額 ×30日	1段階	55,500	57,600	59,850	61,980	64,050
		2段階	58,200	60,300	62,550	64,680	66,750
		3段階①	80,700	82,800	85,050	87,180	89,250
		3段階②	102,000	104,100	106,350	108,480	110,550
		4段階	131,100	133,200	135,450	137,580	139,650

※上記金額に、下記の加算が加わります。（加算は、状況等により変動します。詳しくは、職員までお尋ね下さい。）

加算名称	料金	単位	加算名称	料金	単位
日常生活継続支援加算	46円	1日	認知症専門ケア加算Ⅰ	3 円	1日
看護体制加算Ⅰ	4円	1日	認知症専門ケア加算Ⅱ	4 円	1日
看護体制加算Ⅱ	8円	1日	認知症チームケア加算Ⅰ	150 円	1月
夜勤職員配置加算Ⅱ	18円	1日	認知症チームケア加算Ⅱ	120 円	1月
夜勤職員配置加算Ⅳ	21円	1日	認知症行動心理症状緊急対応加算	200 円	1日
生活機能向上連携加算Ⅰ	100円	1月	褥瘡メネジメント加算Ⅰ	3円	1月
生活機能向上連携加算Ⅱ	200円	1月	褥瘡メネジメント加算Ⅱ	13 円	1月
個別機能訓練加算Ⅰ	12円	1日	排せつ支援加算Ⅰ	10円	1月
個別機能訓練加算Ⅱ	20円	1日	排せつ支援加算Ⅱ	15 円	1月
個別機能訓練加算Ⅲ	20円	1日	排せつ支援加算Ⅲ	20円	1月
ADL維持等加算Ⅰ	30円	1月	自立支援促進加算	280 円	1月
ADL維持等加算Ⅱ	60円	1月	科学的介護推進体制加算Ⅰ	40 円	1月
若年性認知症入所者受加算	120円	1日	科学的介護推進体制加算Ⅱ	50 円	1月
外泊時費用	246円	1日	安全対策体制加算	20 円	1回
外泊時在宅サービス利用費用	560円	1日	高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	10 円	1月
初期加算	30円	1日	高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	5 円	1月
退院時栄養情報連携加算	70円	1月	新興感染症等施設療養費	240 円	1日
再入所時栄養連携加算	20円	1回	生産性向上推進体制加算Ⅰ	100 円	1月
退所前訪問相談援助加算	460円	1回	生産性向上推進体制加算Ⅱ	10 円	1月
退所後訪問相談援助加算	460円	1回	サービス提供体制強化加算Ⅰ	22 円	1日
退所時相談援助加算	400円	1回	サービス提供体制強化加算Ⅱ	18 円	1日
退所前連携加算	500円	1回	サービス提供体制強化加算Ⅲ	6 円	1日
退所時情報提供加算	250円	1回	介護職員等処遇改善加算Ⅰイ	1月につき +所定単位数×163/1,000	
協力医療機関連携加算	50円	1月	介護職員等処遇改善加算Ⅰロ	1月につき +所定単位数×176/1,000	
	5円	1月	介護職員等処遇改善加算Ⅱイ	1月につき +所定単位数×159/1,000	
栄養マネジメント強化加算	11 円	1日	介護職員等処遇改善加算Ⅱロ	1月につき +所定単位数×172/1,000	
経口移行加算	28 円	1日	介護職員等処遇改善加算Ⅲ	1月につき +所定単位数×136/1,000	
経口維持加算Ⅰ	400 円	1月	介護職員等処遇改善加算Ⅳ	1月につき +所定単位数× 113/1,000	
経口維持加算Ⅱ	100 円	1月			
口腔衛生管理加算Ⅰ	90 円	1月			
口腔衛生管理加算Ⅱ	110 円	1月			
療養食加算	6 円	1回			
特別通院送迎加算	594 円	1月			

配置医師緊急時対応加算	325 円	1回		
	650 円	1回		
	1,300 円	1回		
看取り介護加算Ⅰ	72 円	1日		
	144 円	1日		
	680 円	1日		
	1,280 円	1日		
看取り介護加算Ⅱ	72 円	1日		
	144 円	1日		
	780 円	1日		
	1,580 円	1日		
在宅復帰支援機能加算	10 円	1日		
在宅・入所相互利用加算	40 円	1日		
不在時居室料金	1,858円	1日		

※法定外給付

電　気　代	個人の持ち込みによる電気代　1品目につき40円／日

令和8年6月1日改定

特別養護老人ホーム 真ほろば 料金表 （2割負担の方）

			要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
ユニット型	利用料①（2割負担額/1日）		1,340	1,480	1,630	1,772	1,910
	食費②（1日） 基準費用額1,445円	1段階	300	300	300	300	300
		2段階	390	390	390	390	390
		3段階①	650	650	650	650	650
		3段階②	1,360	1,360	1,360	1,360	1,360
		4段階	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
	居住費③（1日） 基準費用額2,066円	1段階	880	880	880	880	880
		2段階	880	880	880	880	880
		3段階	1,370	1,370	1,370	1,370	1,370
		4段階	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100
	自己負担合計④ ④＝①+②+③ （1日あたり）	1段階	2,520	2,660	2,810	2,952	3,090
		2段階	2,610	2,750	2,900	3,042	3,180
		3段階①	3,360	3,500	3,650	3,792	3,930
		3段階②	4,070	4,210	4,360	4,502	4,640
		4段階	5,040	5,180	5,330	5,472	5,610
	自己負担額 ×30日	1段階	75,600	79,800	84,300	88,560	92,700
		2段階	78,300	82,500	87,000	91,260	95,400
		3段階①	100,800	105,000	109,500	113,760	117,900
		3段階②	122,100	126,300	130,800	135,060	139,200
		4段階	151,200	155,400	159,900	164,160	168,300

※上記金額に、下記の加算が加わります。（加算は、状況等により変動します。詳しくは、職員までお尋ね下さい。）

加算名称	料金	単位	加算名称	料金	単位
日常生活継続支援加算	92 円	1日	認知症専門ケア加算Ⅰ	6 円	1日
看護体制加算Ⅰ	8 円	1日	認知症専門ケア加算Ⅱ	8 円	1日
看護体制加算Ⅱ	16 円	1日	認知症チームケア加算Ⅰ	300 円	1月
夜勤職員配置加算Ⅱ	36 円	1日	認知症チームケア加算Ⅱ	240 円	1月
夜勤職員配置加算Ⅳ	42 円	1日	認知症行動心理症状緊急対応加算	400 円	1日
生活機能向上連携加算Ⅰ	200 円	1月	褥瘡メネジメント加算Ⅰ	6 円	1月
生活機能向上連携加算Ⅱ	400 円	1月	褥瘡メネジメント加算Ⅱ	26 円	1月
個別機能訓練加算Ⅰ	24 円	1日	排せつ支援加算Ⅰ	20 円	1月
個別機能訓練加算Ⅱ	40 円	1日	排せつ支援加算Ⅱ	30 円	1月
個別機能訓練加算Ⅲ	40 円	1日	排せつ支援加算Ⅲ	40 円	1月
ADL維持等加算Ⅰ	60 円	1月	自立支援促進加算	560 円	1月
ADL維持等加算Ⅱ	120 円	1月	科学的介護推進体制加算Ⅰ	80 円	1月
若年性認知症入所者受加算	240 円	1日	科学的介護推進体制加算Ⅱ	100 円	1月
外泊時費用	492 円	1日	安全対策体制加算	40 円	1回
外泊時在宅サービス利用費用	1,120 円	1日	高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	20 円	1月
初期加算	60 円	1日	高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	10 円	1月
退院時栄養情報連携加算	140 円	1月	新興感染症等施設療養費	480 円	1日
再入所時栄養連携加算	40 円	1回	生産性向上推進体制加算Ⅰ	200 円	1月
退所前訪問相談援助加算	920 円	1回	生産性向上推進体制加算Ⅱ	20 円	1月
退所後訪問相談援助加算	920 円	1回	サービス提供体制強化加算Ⅰ	44 円	1日
退所時相談援助加算	800 円	1回	サービス提供体制強化加算Ⅱ	36 円	1日
退所前連携加算	1,000 円	1回	サービス提供体制強化加算Ⅲ	12 円	1日
退所時情報提供加算	500 円	1回	介護職員等処遇改善加算Ⅰイ	1月につき +所定単位数×163/1,000	
協力医療機関連携加算	100 円	1月	介護職員等処遇改善加算Ⅰロ	1月につき +所定単位数×176/1,000	
	10 円	1月	介護職員等処遇改善加算Ⅱイ	1月につき +所定単位数×159/1,000	
栄養マネジメント強化加算	22 円	1日	介護職員等処遇改善加算Ⅱロ	1月につき +所定単位数×172/1,000	
経口移行加算	56 円	1日	介護職員等処遇改善加算Ⅲ	1月につき +所定単位数×136/1,000	
経口維持加算Ⅰ	800 円	1月	介護職員等処遇改善加算Ⅳ	1月につき +所定単位数× 113/1,000	
経口維持加算Ⅱ	200 円	1月			
口腔衛生管理加算Ⅰ	180 円	1月			
口腔衛生管理加算Ⅱ	220 円	1月			
療養食加算	12 円	1回			
特別通院送迎加算	1,188 円	1月			

配置医師緊急時対応加算	650 円	1回		
	1,300 円	1回		
	2,600 円	1回		
看取り介護加算Ⅰ	144 円	1日		
	288 円	1日		
	1,360 円	1日		
	2,560 円	1日		
看取り介護加算Ⅱ	144 円	1日		
	288 円	1日		
	1,560 円	1日		
	3,160 円	1日		
在宅復帰支援機能加算	20 円	1日		
在宅・入所相互利用加算	80 円	1日		
不在時居室料金	1,858円	1日		

※法定外給付

電　気　代	個人の持ち込みによる電気代　1品目につき40円／日

令和8年6月1日改定

特別養護老人ホーム 真ほろば 料金表 （3割負担の方）

			要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
ユニット型	利用料①（2割負担額/1日）		2,010	2,220	2,445	2,658	2,865
	食費②（1日） 基準費用額1,445円	1段階	300	300	300	300	300
		2段階	390	390	390	390	390
		3段階①	650	650	650	650	650
		3段階②	1,360	1,360	1,360	1,360	1,360
		4段階	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
	居住費③（1日） 基準費用額2,066円	1段階	880	880	880	880	880
		2段階	880	880	880	880	880
		3段階	1,370	1,370	1,370	1,370	1,370
		4段階	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100
	自己負担合計④ ④＝①+②+③ （1日あたり）	1段階	3,190	3,400	3,625	3,838	4,045
		2段階	3,280	3,490	3,715	3,928	4,135
		3段階①	4,030	4,240	4,465	4,678	4,885
		3段階②	4,740	4,950	5,175	5,388	5,595
		4段階	5,710	5,920	6,145	6,358	6,565
	自己負担額 ×30日	1段階	95,700	102,000	108,750	115,140	121,350
		2段階	98,400	104,700	111,450	117,840	124,050
		3段階①	120,900	127,200	133,950	140,340	146,550
		3段階②	142,200	148,500	155,250	161,640	167,850
		4段階	171,300	177,600	184,350	190,740	196,950

※上記金額に、下記の加算が加わります。（加算は、状況等により変動します。詳しくは、職員までお尋ね下さい。）

加算名称	料金	単位	加算名称	料金	単位
日常生活継続支援加算	138 円	1日	認知症専門ケア加算Ⅰ	9 円	1日
看護体制加算Ⅰ	12 円	1日	認知症専門ケア加算Ⅱ	12 円	1日
看護体制加算Ⅱ	24 円	1日	認知症チームケア加算Ⅰ	450 円	1月
夜勤職員配置加算Ⅱ	54 円	1日	認知症チームケア加算Ⅱ	360 円	1月
夜勤職員配置加算Ⅳ	63 円	1日	認知症行動心理症状緊急対応加算	600 円	1日
生活機能向上連携加算Ⅰ	300 円	1月	褥瘡メネジメント加算Ⅰ	9 円	1月
生活機能向上連携加算Ⅱ	600 円	1月	褥瘡メネジメント加算Ⅱ	39 円	1月
個別機能訓練加算Ⅰ	36 円	1日	排せつ支援加算Ⅰ	30 円	1月
個別機能訓練加算Ⅱ	60 円	1日	排せつ支援加算Ⅱ	45 円	1月
個別機能訓練加算Ⅲ	60 円	1日	排せつ支援加算Ⅲ	60 円	1月
ADL維持等加算Ⅰ	90 円	1月	自立支援促進加算	840 円	1月
ADL維持等加算Ⅱ	180 円	1月	科学的介護推進体制加算Ⅰ	120 円	1月
若年性認知症入所者受加算	360 円	1日	科学的介護推進体制加算Ⅱ	150 円	1月
外泊時費用	738 円	1日	安全対策体制加算	60 円	1回
外泊時在宅サービス利用費用	1,680 円	1日	高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	30 円	1月
初期加算	90 円	1日	高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	15 円	1月
退院時栄養情報連携加算	210 円	1月	新興感染症等施設療養費	720 円	1日
再入所時栄養連携加算	60 円	1回	生産性向上推進体制加算Ⅰ	300 円	1月
退所前訪問相談援助加算	1,380 円	1回	生産性向上推進体制加算Ⅱ	30 円	1月
退所後訪問相談援助加算	1,380 円	1回	サービス提供体制強化加算Ⅰ	66 円	1日
退所時相談援助加算	1,200 円	1回	サービス提供体制強化加算Ⅱ	54 円	1日
退所前連携加算	1,500 円	1回	サービス提供体制強化加算Ⅲ	18 円	1日
退所時情報提供加算	750 円	1回	介護職員等処遇改善加算Ⅰイ	1月につき +所定単位数×163/1,000	
協力医療機関連携加算	150 円	1月	介護職員等処遇改善加算Ⅰロ	1月につき +所定単位数×176/1,000	
	15 円	1月	介護職員等処遇改善加算Ⅱイ	1月につき +所定単位数×159/1,000	
栄養マネジメント強化加算	33 円	1日	介護職員等処遇改善加算Ⅱロ	1月につき +所定単位数×172/1,000	
経口移行加算	84 円	1日	介護職員等処遇改善加算Ⅲ	1月につき +所定単位数×136/1,000	
経口維持加算Ⅰ	1,200 円	1月	介護職員等処遇改善加算Ⅳ	1月につき +所定単位数× 113/1,000	
経口維持加算Ⅱ	300 円	1月			
口腔衛生管理加算Ⅰ	270 円	1月			
口腔衛生管理加算Ⅱ	330 円	1月			
療養食加算	18 円	1回			
特別通院送迎加算	1,782 円	1月			

配置医師緊急時対応加算	975 円	1回		
	1,950 円	1回		
	3,900 円	1回		
看取り介護加算Ⅰ	216 円	1日		
	432 円	1日		
	2,040 円	1日		
	3,840 円	1日		
看取り介護加算Ⅱ	216 円	1日		
	432 円	1日		
	2,340 円	1日		
	4,740 円	1日		
在宅復帰支援機能加算	30 円	1日		
在宅・入所相互利用加算	120 円	1日		
不在時居室料金	1,858円	1日		

※法定外給付

電　気　代	個人の持ち込みによる電気代　1品目につき40円／日

令和8年6月1日改定

協力病院一覧

協力病院名	診療科目	所在地	ＴＥＬ
栗原胃腸科外科医院	内科・外科	藤岡市神田 144-1	0274-40-2299
公立藤岡総合病院	総合診療	藤岡市藤岡 942-1	0274-22-3311
くすの木病院	総合診療	藤岡市藤岡 607-22	0274-24-3111
光病院	総合診療	藤岡市本郷 1045	0274-24-1234
鬼石病院	総合診療	藤岡市鬼石 139-1	0274-52-3121
中島歯科医院	歯科	藤岡市藤岡 111	0274-24-1153
いとう眼科医院	眼科	藤岡市中大塚 258-4	0274-23-3700